解散公告（第一回）

当社は、平成十三年八月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

千葉市中央区本町二丁目六番一号

有限会社三和住宅

清算人　山口　一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

東京都新宿区富久町一六番五号

財団法人日本システム開発研究所

代表清算人　相沢　英之

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

東京都新宿区左門町九番地

財団法人国民保健会

清算人　玉盛　正陽

解散公告（第一回）

当法人は存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

神奈川県川崎市高津区久本三丁目六番二二号

財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会

清算人　並木　隆

解散公告（第一回）

当生産森林組合は、県知事の認可書到達により平成二十五年二月十三日に解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

富山県南砺市東城寺一四二番地

東城寺生産森林組合

清算人　林　倫則

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

岡山県玉野市八浜町大崎一二三一番地

財団法人大崎会館

清算人　大塚　秀雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

広島市中区上八丁堀六番六九号

社団法人広島県公共嘱託登記司法書士協会

清算人　大津　英治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月十三日付広島県知事の認可により平成二十五年二月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

広島県大竹市小方一丁目二一番三〇号

医療法人松浦医院

清算人　松浦　節子

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

山口県宇部市大字善和二〇三番地九〇

財団法人宇部市施設管理公社

代表清算人　大谷　唯輝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

帯広市西五条南七丁目一番地

財団法人帯広市産業開発公社

代表清算人　本迫　哲

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

茨城県水戸市笠原町九七八番地四六

財団法人茨城県教育弘済会

代表清算人　海老澤利光

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

茨城県結城市大字結城一四一六番地

特例民法法人結城市医師会

清算人　大木　準

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

栃木県宇都宮市下平出町字前表三一九番地一

社団法人栃木県植物防疫協会

清算人　阿久津大次郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

群馬県前橋市大手町一丁目一番一号

社団法人群馬県木工連合会

清算人　馬場　敏夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

埼玉県さいたま市緑区宮本二丁目一九番地三

財団法人宮本会館

代表清算人　石井　哲夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

埼玉県さいたま市緑区大字中尾一〇五番地六

財団法人不二駒会館

代表清算人　長谷川圭司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

埼玉県さいたま市南区辻一丁目二四番七号

辻記念会館内　財団法人辻記念会館

代表清算人　中村　一正